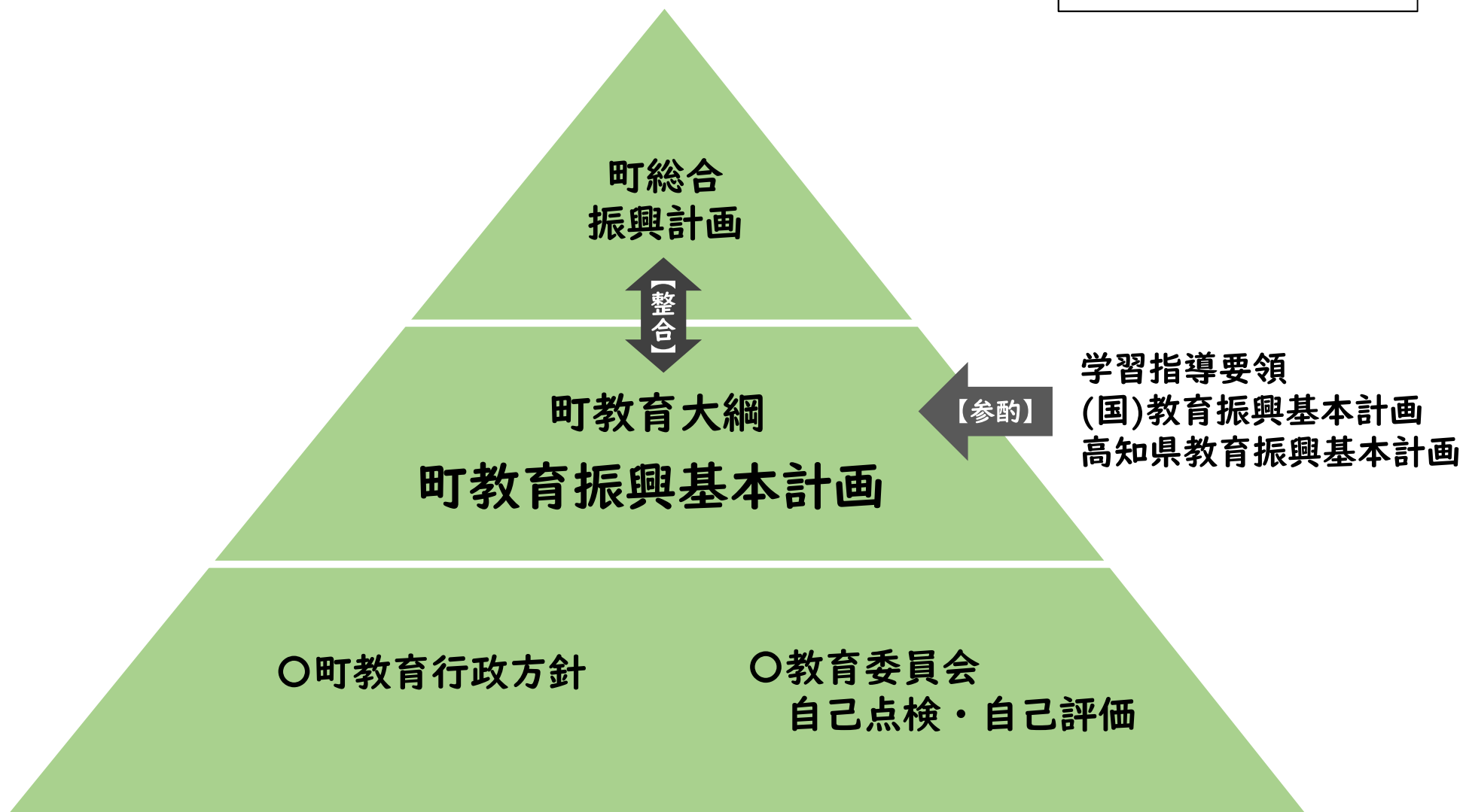


(1)_1 計画の位置付け

資料 1





第2次四万十町 総合振興計画

改訂版

山・川・海 自然が 人が元気で す 四万十町



四万十町
YAMANASHI

計画期間

令和4年3月改訂



2017
平成29年度



2026
令和8年度

Ⅲ 基本計画

1. 基本計画の施策体系

目指すまちの
将来像

基本方針

政策目標

施策目標

山・川・海 自然が 人が元気で す 四万十町

基本方針1

挑戦し続ける
産業づくり

1. 特色ある農林水産業を生かすまち
2. 新たな地域ブランドで活力あるまち
3. 本物のおもてなしがあるまち

- (1) 農畜産業の振興
- (2) 林業・水産業の振興
- (3) 多様な産業の展開
- (4) 雇用の促進
- (5) 商工業の振興
- (6) 交流の促進

基本方針2

生涯元気で
郷土愛に満ちた
人づくり

4. まちの将来を担う人を育むまち
5. 生きがい・誇りを持つまち
6. 元気で安心して暮らせるまち

- (7) 子どもを産み育てる環境の充実
- (8) 教育環境の充実
- (9) 現在と未来を担う人材育成の推進
- (10) 住民主体の地域づくりの推進
- (11) 積極参画の推進
- (12) 芸術文化・生涯学習・スポーツの推進
- (13) 保健・医療環境の充実
- (14) 高齢者福祉の充実
- (15) 障がい福祉の充実

基本方針3

日本が誇る
四万十川流域の
環境づくり

7. 広大な自然環境と共生するまち
8. 安全で快適な暮らしができるまち

- (16) 自然環境の保全
- (17) 脱炭素・循環型社会の推進
- (18) まち・くらしの基盤整備の推進
- (19) 安全・安心の確保

行財政運営の方針

- (1) 協働によるまちづくりの推進
- (2) 経営的な視点に立った行財政運営

教育振興基本計画の根拠法

- 国の教育振興基本計画を参酌し、地方公共団体の実情に応じて、定める教育の振興のための基本的な計画である。

○教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

◆町の計画

平成26年	6月	:	四万十町教育振興基本計画(10年計画)	策定
平成27年	3月	:	//	別冊 策定
令和元年	7月	:	前期計画期間終了に伴い、四万十町教育振興基本計画を改訂(後期(5年間)計画)	
令和5年度	末	:	四万十町教育振興基本計画	計画期間終了

(1)_2 計画の期間とその他計画等

和暦(年度)	平成					令和													
	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6~9	10	11	12~					
西暦(年度)	2014	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24~27	28	29	30~					
第2次四万十町 総合振興計画				基本構想															
				前期基本計画					後期基本計画(~R8)				次期計画(R9~)						
四万十町教育 振興基本計画	第1期(H26年6月~)					第2期(R元年7月~)					次期計画(R6~)								
(国) 教育振興基本計画	第2期(H25年6月~)					第3期(H30年6月~)					第4期(~R9)				次期計画				
(県) 教育振興基本計画	第1期(H21年)		第2期(H28年~)				第3期(R2年~)					次期計画							

(参考) 学習指導要領

○小学校	旧要領					告示										現要領(R2年度~)				
○中学校	旧要領					告示										現要領(R3年度~)				